

## 買換（代替）資産の明細書

住所			
フリガナ		電話番号	( )
氏名			

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

### 1 特例適用条文

〔租税特別措置法〕  
〔震災特例法〕 第 条 第 項

### 2 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類		数量	m <sup>2</sup>
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

### 3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類		数量	m <sup>2</sup>
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の (2) 第37条の5第1項の表の 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の	第 号 第 3 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (主たる事務所資産) 第 1 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第 2 号 (中高層の耐火共同住宅) 第 号 ( )	
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付記事項			

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

## 買換（代替）資産の明細書

### 1 使用目的

この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法<sup>(注)</sup>第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

(注) 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正前の震災特例法を指します。以下同じです。

### 2 記載要領等

(1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。

(2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する取得資産の所在地又は種類を○で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、措置法第37条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける場合で、個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等の買換え（東京都23区の地域内から集中地域以外の地域内にある資産への買換え又は集中地域以外の地域内から東京都23区の地域内にある資産への買換えの場合に限ります。）のときには、括弧内の「主たる事務所資産」を○で囲みます。

また、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「復興推進区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。

(注) 1 「復興推進区域」とは、東日本大震災復興特別区域法施行令第2条各号に掲げる区域をいいます。

2 「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含みます。以下同じです。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいいます。

(3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第19項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。